

**市県民税の申告**  
 ~3月15日(木)

**所得税の確定申告**  
 2月16日(木)~3月15日(木)

**消費税および地方消費税**  
 ~4月2日(月)

**贈与税**  
 2月1日(水)~3月15日(木)

# 税の申告はお早めに

市県民税、所得税、贈与税、消費税および地方消費税、個人事業税

市県民税の申告や所得税の確定申告など、税の申告をしていただく時期になりました。それぞれの期間内に申告・納付をお願いします。

なお、期間中は、それぞれの税の窓口でご相談をお受けしますが、大変組み合わせ、長時間お待ちいただく場合があります。申告に必要な資料を事前に整理しておくなど、申告時間の短縮にご協力ください。

## 申告全般

### 税の申告時に必要なもの

- ▼印鑑
- ▼収入金額がわかるもの  
 (源泉徴収票や支払調書など)
- ▼控除内容がわかるもの  
 (国民年金や健康保険などの社会保険料の領収書か証明書、生命保険料・地震保険料の控除証明書、障害者手帳など)
- ▼口座番号がわかるもの  
 (所得税の還付を受ける場合)

### 待ち時間を減らすために

申告期間中は大変多くの人で混み合います。待ち時間が長くなります。医療費の計算や営業・農業の収入・経

### 領収書等の注意

領収書や証明書はコピーでは受付できない場合がありますので、必ず原本を持参してください。

### 医療費控除の申告をする場合

領収書は、受診した人ごと「病院(受診科目)」ごとに分け、それぞれの合計金額を計算しておいてください。また、医療費の払い戻しや生命保険などの補てんを受けた場合、その金額がわかるものを持参してください。

### 営業、農業等の収支計算をする場合

あらかじめ毎月の収入金額や領収書を整理して項目別に記入できるように分類・集計をしてください。

### 生命保険や損害保険の保険金を受け取った場合の注意

その保険金の支払原因や保険料の負担者、受取方式によって課税種類が異なります。平成23年中に受け取った保険金があり、申告が必要な場合は申告をお願いします。

### 所得がなかった人へのお願い

世帯主や成年者で平成23年中に所得がなかった人(他の人の扶養親族である場合を除く)は、申告がないと、所得がないのか、申告を怠っている

## 市県民税

税の申告は、市県民税や国民健康保険料の課税基礎となります。また、市などが提供する行政サービスの料金などを算定する基礎になる場合もあります。

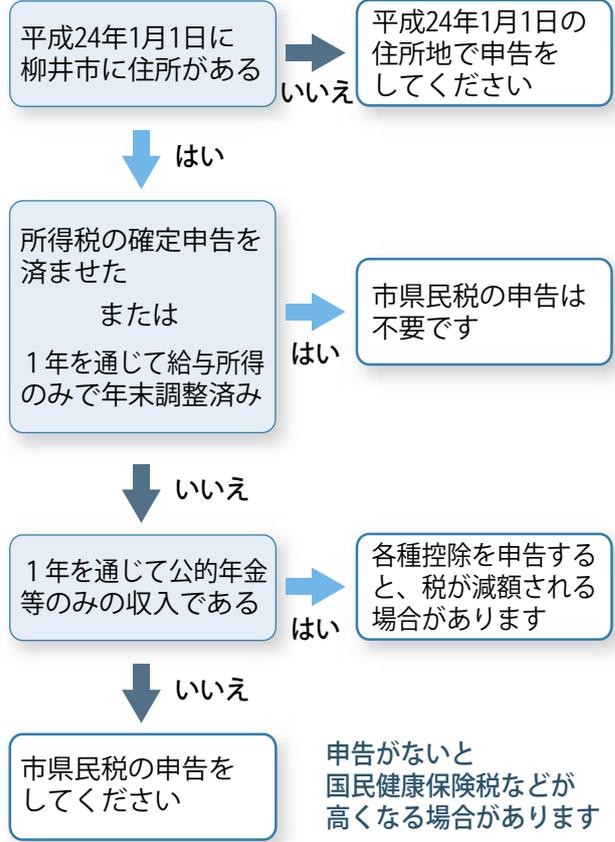
申告書は、税務課、各出張所・連絡所にあります。申告する必要がある人は期限の3月15日(木)までに必ず申告をしてください。



■市県民税申告の目安、相談日程と会場

月 日	時 間	会 場
2月17日(金)	9:30～16:00	伊保庄出張所
2月20日(月)	〃	伊陸出張所
2月21日(火)	〃	伊陸出張所
2月22日(水)	〃	阿月出張所
2月23日(木)	〃	余田出張所
2月24日(金)	〃	新庄出張所
2月27日(月)	〃	日積出張所
2月28日(火)	〃	日積出張所
3月1日(水)	10:30～16:00	平郡西集会所
3月2日(木)	9:00～12:00	平郡漁村センター
3月5日(日)	9:30～16:00	神代学習等供用会館
3月6日(月)	〃	遠崎学習等供用会館
3月7日(火)	〃	ふれあいタウン大島
3月8日(水)	〃	ふれあいタウン大島
2月16日(日) 3月15日(日) (土日祝日除く)	8:30～17:15	市役所税務課

○対象：市県民税の申告をする人(確定申告も可)



■対象となる人と所得  
申告相談日程など

■確定申告をすると所得税が戻ってくる場合(申告書受付中)

- 上図・表をご覧ください。
- ▼平成24年1月1日に柳井市に住所がある人
- ▼前年の所得(平成23年1月1日～12月31日の1年間の所得)

- ▼マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- ▼多額の医療費を支払った場合
- ▼災害や盗難にあった場合
- ▼年の途中で退職し、再就職していない場合

●問い合わせ  
税務課 ☎2111 内線133・134

所得税

▼その他新しく控除を受ける場合  
※所得税の確定申告についての詳しい情報はお問い合わせいただくか、「確定申告書の書き方」や税に関する各種ホームページをご覧ください。

■平成23年分確定申告書の受付期間

2月16日(木)～3月15日(木)

※申告書の提出は、窓口、郵送、e-Tax、税務署の時間外收受箱で受け付けています。

■申告は便利なe-Taxで

e-Tax(インターネット)・国税電子申告・納税システム)を利用すると、自宅などのパソコンで確定申告ができます。また、次のようなメリットがあり、非常に便利です。

■確定申告が必要な人(2月16日～)

- ▼事業所得や不動産所得などがある人で1年間の所得金額の合計が所得控除合計額を超える人
- ▼土地、建物などを売却した人
- ▼年間2,000万円を超える給与収入がある人
- ▼年末調整の給与以外の所得が20万円を超える人

▼添付書類を提出省略できる  
▼確定申告時期は24時間受付(1月16日(月)～3月15日(木))

▼還付金処理が通常申告より早い  
▼要件を満たすと最高4,000円の税額控除(初回のみ)

なお、利用するには事前の届出や電子証明書の取得(有料)、ICカードリーダーライターの購入などの必要があります。

今回の申告からの主な改正  
**平成23年分所得税**  
**平成24年度市県民税**

■扶養控除等の見直し

▼年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者）に対する扶養控除が廃止に。  
 所得税控除額 … 38万円 ↓ 廃止  
 市県民税控除額 … 33万円 ↓ 廃止

改正後の扶養控除

区分	所得税控除額	市県民税控除額
年少扶養親族（～15歳）	廃止	廃止
一般の控除対象扶養親族（16～18歳・23～69歳）	38万円	33万円
特定扶養親族（19～22歳）	63万円	45万円
老人扶養親族（70歳～）	同居老親等以外	48万円
	同居老親等	58万円

▼年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の額が38万円（市県民税33万円）に。  
 所得税控除額 … 63万円 ↓ 38万円  
 市県民税控除額 … 45万円 ↓ 33万円

▼同居の特別障害者がいる場合の扶養控除等に加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（市県民税53万円）に。  
 ※年少扶養親族（16歳未満）がいる場合で、扶養控除の適用がなくても障害者控除は適用されます。

改正後の障害者控除

区分	所得税控除額（市県民税控除額）	
	本人	控除対象配偶者または扶養親族
障害者	27万円（26万円）	
特別障害者	40万円（30万円）	
同居特別障害者	—	75万円（53万円）

扶養控除改正の概要

所：〇〇万円・・・所得税の控除額  
 市：〇〇万円・・・市県民税の控除額

区分	改正前	改正後	同居老親等加算（該当の場合）
年少扶養親族 ～15歳 平成8年1月2日以降に生まれた人	所：38万円 市：33万円 ↓ 廃止	所：38万円 市：33万円	所：10万円 市：7万円
一般の控除対象扶養親族 16～18歳 平成5年1月2日から平成8年1月1日の間に生まれた人	所：63万円 市：45万円 ↓ 所：38万円 市：33万円	所：63万円 市：45万円	所：48万円 市：38万円
特定扶養親族 19～22歳 昭和64年1月2日から平成5年1月1日の間に生まれた人	所：63万円 市：45万円	所：63万円 市：45万円	所：48万円 市：38万円
一般の控除対象扶養親族 23～69歳 昭和17年1月2日から昭和64年1月1日の間に生まれた人	所：38万円 市：33万円	所：38万円 市：33万円	所：48万円 市：38万円
老人扶養親族 70歳～ 昭和17年1月1日以前に生まれた人	所：48万円 市：38万円	所：48万円 市：38万円	所：48万円 市：38万円

控除対象扶養親族

扶 養 親 族

## 贈与税

平成23年中に贈与を受けた財産の総額が110万円を超えるときは、贈与税の申告が必要です。

贈与税の申告と納税は、2月1日(水)から3月15日(木)までです。申告はお早めにお願います。

## 便利で確実な振替納税

所定の依頼書を提出し、預貯金の残高を確認しておくだけで、納税のために税務署や金融機関に行く必要がなく、現金の納期限より時間的余裕のある振替の特典があります。

## 消費税および地方消費税

個人事業者は、4月2日(月)までに申告・納付をお願いします。

### ■確定申告による所得税と消費税の口座振替日

▼所得税  
3月15日(木)(現金での納期限)  
←  
4月20日(金)

### ▼消費税

4月2日(月)(現金での納期限)  
←  
4月25日(水)

### 詳しくはwebで

国税庁では、税に関する役立つ情報をお知らせしています。

### ▼国税庁

🌐 <http://www.nta.go.jp>

### ▼タックスアンサー

🌐 <http://www.nta.go.jp/taxanswer.nta.go.jp/>

### ▼e-Tax

🌐 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

### ●問い合わせ

柳井税務署 ☎②②0277(代表)

### 個人事業税

事業所得者等の個人事業税の申告は、所得税の確定申告書または市県民税の申告書の該当項目に記入すればよいことになっています。また、口座振替による納付にもご協力ください。

### ●問い合わせ

柳井県税事務所 ☎③2121

### 税務関係証明書等の

交付申請には  
身分証明書が必要です

市役所税務課、各出張所等の窓口で税務関係証明書等の交付申請をする場合には、身分証明書を提示してください。

### ○税務関係証明書等の例

- ▼納税証明書
- ▼所得証明書
- ▼所得課税証明書
- ▼資産証明書
- ▼名寄証明書  
(など)

### ○身分証明書の例

運転免許証、パスポートなどの顔写真付の身分証明書  
※健康保険の被保険者証や年金手帳など、顔写真がない身分証明書の場合は、2点以上の提示が必要です。

### ●問い合わせ 税務課

☎②2111 内線130〜136

## 中国税理士会柳井支部による 税の無料相談会

所得税をはじめ、消費税、法人税、相続(贈与)税など、さまざまな税に関する疑問・質問に地元税理士が無料で相談に応じます。

- 日時 2月25日(土)9時~16時
- 場所 ゆめタウン柳井1階  
ゆめ広場

●問い合わせ 中国税理士会柳井支部  
☎②⑥0455(担当:田中)

